

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
<p>特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき。</p>	<p>1 調達する財産や役務等の内容及びその特殊性</p> <p>集束イオンビーム高分解能走査電子顕微鏡複合装置（JIB-4600F）およびフィールドエミッション電子プローブマイクロアナライザ（JXA-8530F）は、日本電子株式会社が開発し製造している機器であり、機器の保守点検および整備に関する技術ノウハウおよび詳細仕様は、日本電子株式会社のみが有している。</p> <p>2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明</p> <p>集束イオンビーム高分解能走査電子顕微鏡複合装置（JIB-4600F）およびフィールドエミッション電子プローブマイクロアナライザ（JXA-8530F）の保守点検及び整備が可能な業者は、本装置のメーカーである日本電子株式会社のみであるが、日本電子株式会社は直接に契約を行っていない。当所の本保守点検及び整備に関する業務を扱うことができる代理店は島津サイエンス株式会社岐阜支店のみであるため、島津サイエンス株式会社岐阜支店以外は本業務を扱うことができない。</p>

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。